

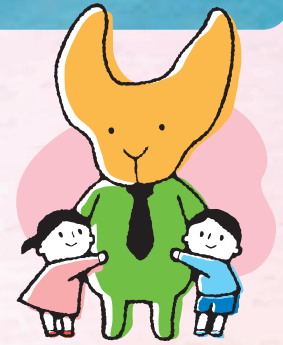
# 令和6年 10月1日から「児童手当・特例給付」が変わります

## 1. 所得制限を撤廃し、全員を本則給付！

児童手当の支給対象児童全員が手当の支給ができるようになります。

※制度改正後も、児童手当の受給者は父母等で「生計を維持する程度の高い者」であることに変わりありません。そのため、所得制限の撤廃後も**所得の審査は変わらず行います。**

※現況届についても従前通り審査を行います。審査期間が必要なため、申請は6月中であることに変わりありません。令和4年度からの制度改正により、公簿で確認できる方については原則省略となっているため、申請が必要な方については個別に通知書をお送りします。



	制度改正前（令和6年9月分まで）	制度改正後（令和6年10月分から）
所得制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>所得制限限度額以上：一律 5,000 円（特例給付）</li> <li>所得上限限度額以上：支給なし</li> </ul>	所得制限なし

## 2. 支給期間を高校生年代まで延長！

## 3. 第3子以降の支給額を月3万円！

児童手当の支給対象年齢が高校生年代まで延長され、3人目以降の子の手当額が月 15,000 円から月 30,000 円に増額します。

※上の子が高校を卒業する前に「監護相当・生計費の負担についての確認書」を申請すると多子加算の算定対象となる可能性があります。請求事実が発生した日（高校卒業後の最初の4月1日）から15日以内に申立があれば、同月分から多子加算の算定が可能になります。

		制度改正前 (令和6年9月分まで)	制度改正後 (令和6年10月分から)
高校生	1人目		10,000円
	2人目		10,000円
	3人目以降		30,000円
中学生	1人目	10,000円	10,000円
	2人目	10,000円	10,000円
	3人目以降	10,000円	30,000円
3歳以上 小学生以下	1人目	10,000円	10,000円
	2人目	10,000円	10,000円
	3人目以降	15,000円	30,000円
3歳未満	1人目	15,000円	15,000円
	2人目	15,000円	15,000円
	3人目以降	15,000円	30,000円

## 4. 支払月は偶数月（年6回）！

令和6年10月以降から、偶数月に前2か月分を振り込む形に変更されます。そのため、改正後の児童手当の反映がされた**初回支給は令和6年12月分**からになります。

由布市の定例支給日は**支払月の12日**です。（ただし、12日が土日祝日にかかる場合は、金融機関の前営業日になります。）

※児童手当口座の変更は**支払前月の20日まで**にお願いします。20日以降に申請があった分については、次の定例支給日に口座の変更を反映します。そのため、**定例支給日が過ぎるまでは、口座の解約等行わない**ようにお願いします。

## 5. 多子加算のカウント方法については、進学か否かにかかわらず22歳年度末までの上の子について、親等の経済的負担がある場合をカウント対象とします。

親等の経済的負担の有無については、「監護相当・生計費の負担についての確認書（様式第6号の9）」で審査します。

受給者が18歳年度末以降22歳年度末までの上の子に対し、(1)監護に相当する日常生活上の世話及び必要な保護をしていること、(2)生計費の相当部分の負担をしていること、どちらにも該当する場合、申請が必要になります。

ただし、18歳年度末以降22歳年度末までの上の子を含めても、3人以上児童がいない場合については申請の必要はありません。

※「監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請後も、18歳年度末以降22歳年度末までの子の職業・進学先・卒業予定時期、受給者による監護相当の状況・生計費の負担の状況に変更がある場合、再度「監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請が必要になります。

(例)

	年齢	こども	制度改正前 (令和6年9月分まで)	制度改正後 (令和6年10月分から)
大学生年代	22			
	21			
	20	○		1人目（支給なし）
	19			
高校生年代	18			
	17	○	1人目（支給なし）	2人目（10,000円）
	16			
中学生	15	○	2人目（10,000円）	3人目（30,000円）
	14			
	13			
小学生	12			
	11			
	10			
	9	○	3人目（15,000円）	4人目（30,000円）
	8			
未就学児	7			
	6			
	5			
	4			
	3			
	2			
	1	○	4人目（15,000円）	5人目（30,000円）
0				



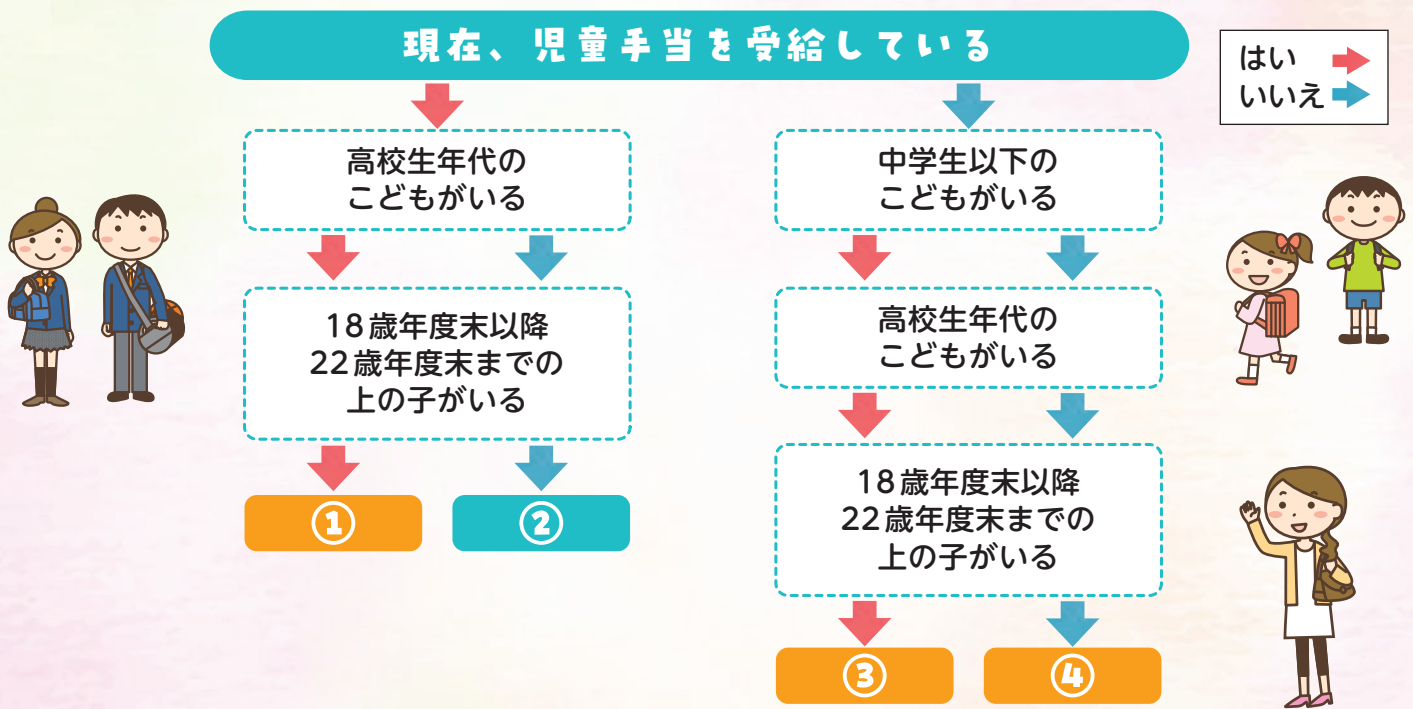
裏面に続く

# 制度改正に伴い、新たに申請が必要な方がいらっしゃいます

下記のフローチャートで、申請の必要の有無について確認してください。

## 注意事項

- ・受給者が公務員である場合は、職場にご相談ください。
- ・受給者が単身赴任等で由布市から児童手当を受給していない場合は、受給先の市町村の児童手当担当課にご相談ください。
- ・受給者とこどもが別居している場合、「別居監護申立書」の申請が必要になります。すでに申請している場合は、不要です。
- ・「監護相当・生計費の負担についての確認書」は、18歳年度末以降22歳年度末までの上の子がいる世帯で、多子加算のために必要となっています。子が合わせて3人以上いない場合、申請の必要はありません。



申請の必要の有無	申請書名	添付書類
① 有	「額改定認定請求書」 「監護相当・生計費の負担についての確認書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者の本人確認書類</li> <li>・大学生年代の子のマイナンバーがわかるもの</li> <li>・学生の場合学生証等の写し</li> </ul>
② 無	×	×
③ 有	「新規認定請求書」 「監護相当・生計費の負担についての確認書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者名義の口座の情報わかるもの</li> <li>・受給者・配偶者両者のマイナンバーがわかるもの</li> <li>・共済組合加入者の場合受給者名義の健康保険証</li> <li>・大学生年代の子のマイナンバーがわかるもの</li> <li>・学生の場合学生証等の写し</li> </ul>
④ 有	「新規認定請求書」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受給者名義の口座の情報わかるもの</li> <li>・受給者・配偶者両者のマイナンバーがわかるもの</li> <li>・共済組合加入者の場合受給者名義の健康保険証</li> </ul>

## 用語解説

○受給者  
児童手当口座の名義人。父母等、子を養育している者で、「生計を維持する程度の高い者」が該当します。

○監護  
子の生活について通常必要とされる監督、保護を行っているとして社会通念上考えられる主観的意思と客観的事実が認められることをいいます。

**申請期限日**  
**令和7年3月31日**

※令和6年12月の定例支給日に受け取りを希望する場合は、**令和6年10月末日までに申請**をお願いします。  
令和6年11月以降に申請された方については、制度改正後の定例支給日にあわせて順次お支払いいたします。  
※令和6年10月1日時点の情報で申請をお願いします。

## 提出窓口

- ・由布市役所 子育て支援課（本庁舎） ☎097-582-1262
- ・由布市役所 挾間地域振興課 福祉係（挾間庁舎） ☎097-583-1111
- ・由布市役所 湯布院地域振興課 福祉係（湯布院庁舎） ☎0977-84-3111



お問い合わせ先 / 由布市役所 子育て支援課 ☎ 097-582-1262